

行政書士による無料相談会

福岡県行政書士会東福岡支部では、下記の日程で暮らしと事業に関する無料相談会を開催します。

相続・遺言・成年後見、会社などの法人設立、外国人の在留資格関連手続き、建設業や自動車登録などの各種許可申請などについて相談することができます。

- ▶ **日時** 6月15日(土)
- ▶ **受付時間** 13時30分～15時30分(予約優先)
- ▶ **場所** 地域活性化センター(オイコス) 研修室7 (須恵町大字上須恵1167-3)
- ▶ **申込** 行政書士とい京子事務所内 外井 ☎ 410-7785

ひとり親家庭のための就業支援講習会開催のお知らせ

介護福祉士実務者研修(通信制)

- ▶ **期間** 10月5日(土)～12月14日(土)の間の土曜日(合計10日間)
- ▶ **時間** 9時30分～17時
- ▶ **場所** ミレ・クリエーション教室(福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多借成ビル8階)
- ▶ **定員** 12人
- ▶ **受講料** 無料
- ※ただし、教材費の一部(1万円)は自己負担
- ▶ **申込方法** 福岡県ひとり親サポートセンターのホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送またはFAXでお申し込みください。
- ▶ **申込締め切り日** 7月8日(月) 必着
- ▶ **その他** 託児有り
- ▶ **申込** 福岡県ひとり親サポートセンター 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 ☎ 584-3931 FAX 584-3923



道路異状の通報がLINEからできます!

日本全国の道路異状の通報がLINEアプリから可能となります。

詳しくは右記QRコード(国土交通省ホームページ)よりご確認ください。

国土交通省道路局企画課 ☎ 03-5253-8593



土曜日の無料公証相談

公証役場では、公正証書による遺言、任意後見契約、各種契約などの相談を受け付けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

なお、筑紫公証役場では、平日も無料で相談を受けています。

- ▶ **日時** 6月15日(土) 9時～17時
- ▶ **場所** 筑紫公証役場(太宰府市都府楼南5-5-13)
- ▶ **申込方法** 事前に電話で申し込み
- ▶ **申込** 筑紫公証役場 ☎ 925-9755

ホームページはこちら



「福岡県若者自立相談窓口」～若者の次の一歩を応援します～

福岡県若者自立相談窓口では、次の進路が定まっていない若者や保護者からの相談に応じ、情報提供や支援機関の紹介を行います(不登校、高校中退、ひきこもり、就職、その他生活に困難を抱える人)。電話や電子メール、来所面談のほか、状況によりご家庭への訪問相談も行います。お気軽にご相談ください。

- ▶ **開所日時** 毎週月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く) 10時～19時(相談受け付けは18時30分まで)
- ▶ **場所** 福岡県若者自立相談窓口(大野城市白木原3-5-25 福岡県筑紫総合庁舎1階)
- ▶ **相談方法** 訪問相談、来所相談(要 事前連絡)、電話・メールによる相談

福岡県若者自立相談窓口 ☎ FAX 710-0544 info@wakamado.net

(事業に関して) 福岡県青少年育成課 ☎ 643-3388 FAX 643-3389



外壁&屋根塗装

マルタカ塗建

完全自社工事 私たちが責任を持って作業いたします!

私たちは住宅塗装の専門業者です。クチコミチェック!

株式会社マルタカ塗建 福岡県糟屋郡(須恵町)上須恵832-2

※他社の飛び込み営業でご不安を感じられた場合などもご相談おうかがいします

☎ 092-985-6886

<有料広告>

弁護士法人奔流 法律事務所粕屋オフィス

◇初回相談(1時間)無料◇休日・出張相談対応可◇
糟屋郡粕屋町若宮2丁目7番21号(JR原町駅前)
弁護士 松嶋 健一(福岡県弁護士会所属)
相談予約 電話092-719-0885

◇暮らしの法律講座&無料相談会のご案内◇
当事務所では、糟屋郡の各町を巡回して、暮らしに関わる法律講座とあわせて相談をお受けしています。この機会にお近くの会場にお越しください。詳しくは当法人ホームページをご覧ください。

- 6/21(金)14時～16時 志免町・生涯学習1号館
- 7/18(木)14時～16時 粕屋町・サンレイクかすや

http://www.bengoshi-honryu.com/ または 送函で検索

<有料広告>

警察署だより

令和6年3月の身近な犯罪発生件数

1 万引き	9件
2 自転車盗	4件
3 自販機ねらい	1件
4 車上ねらい	1件
5 部品ねらい	1件

令和6年3月の須恵町交通事故発生件数 **6件**

交通事故に注意!
夕暮れ時の車の運転は、早めにライトを点灯し、交通事故を防ぎましょう。また、譲り合いの精神で、心にゆとりを持った運転を行いましょう。

自転車盗に注意!
自転車には必ず鍵をかけましょう。自防犯に努めましょう。

粕屋警察署 ☎ 939-0110

いのちを守る 住宅用火災警報器

総務省消防庁の分析によると、令和元年から令和3年までの3年間に於ける失火を原因とした住宅火災について、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者数と損害額は半減、焼損床面積は約6割減という結果が出ています。住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に発見し初期消火や避難を行うことができます。これにより、火災時の死亡リスクや損失の拡大リスクを大幅に減少させることができます。

住宅用火災警報器の点検交換
住宅用火災警報器は火災を感知するために常に働いており、その寿命は10年とされています。「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に動作するように、定期的に作動確認を行い、設置後10年を目安に交換しましょう。

点検は、本体のボタンを押すか、付属のひもを引きます。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。少なくとも年に2回以上は点検しましょう。

令和6年度全国統一防火標語「守りたい 未来があるから火の用心」

粕屋南部消防本部 ☎ 935-5111

商工会だより

須恵町商工会 創業補助金のご案内

須恵町商工会は、創業者を応援するための補助金を設置しています。ぜひ、この補助金を活用して、工永く継続できる事業を目指していきましょう。

▶ **補助内容** 創業時に要する経費の一部を補助します。上限30万円(補助率4/5)

▶ **主な経費例** 改装費・広告費・機械設備費など

▶ **対象者** 令和6年1月1日(月)～12月31日(火)に開業する(した)個人または法人(小規模事業者)

▶ **事業所店舗が須恵町にあること** 須恵町が発行する「特定創業支援事業を受けたこと」の証明書をもつ者

※この証明書は須恵町商工会が開催する起業塾へ参加すると取得できます。

▶ **起業塾**は8月～9月にかけて開催予定です。詳細は広報すえ7月号で案内します。

▶ **申請書の受付期間** 10月31日(木)まで

※予算の範囲を上回った際には、締め切りを早める場合があります。

須恵町商工会は創業者を応援しています!

粕屋須恵町商工会 ☎ 932-6700